

令和8年2月

# 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和8年2月総会議事録

1 日 時 令和8年2月16日(月) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件  
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (7件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農業振興地域整備計画の変更について

重要変更(除外3件・編入1件)

第4号 農用地利用集積等促進計画の策定について

(一括方式9件・二段階方式6件)

第5号 長門市地域農業経営基盤強化促進計画の変更について (1件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (1件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)

(2件・農地中間管理事業に係る合意解約8件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更5件)

3 その他

・次回総会 3月16日(月) 市役所3階会議室

・現地調査 3月6日(金) 予定

4 出席委員(17人:議席順)

1番 岡藤 英雄                      2番 村岡 清美                      4番 西村 志おり

6番 河野 八千代                      7番 中野 晴人                      8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子                      10番 高林 司                      11番 林 一志

13番 名和田 栄治                      14番 林 弘幸                      15番 大田 裕美

16番 木村 正雄                      17番 大汐 光晴

18番 深水 一男(会長職務代理者)

19番 大野 耕作(会長)

5 欠席委員(2名)

3番 岡島 史真                      5番 大田 寛治                      12番 木村 友則

6 農業委員会事務局職員

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 秋本 佑美

## 7 会議の概要

議 長  
(会長)  
挨拶

令和 8 年 2 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 5 件、報告事項 2 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、1 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 8 年 2 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 16 名、欠席委員は 3 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

9 番、末永恵子委員、10 番、高林司委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 838 m<sup>2</sup>。ほか 1 筆、合計面積 945 m<sup>2</sup>。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から管理をしており、譲渡人から申し出がありこれに応じることとした。譲渡人は、●●在住で土地の管理ができないため、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南南東へ約1.6kmに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当16番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

16番

16番、担当の木村正雄です。

2月5日、大野会長、野中推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

申請地は、●●地区で譲受人の●●さんの自宅のすぐそばに位置します。

長年、譲渡人の●●さんから畑を借りて自家用菜園地として管理をされてきたということで、この度の申請は妥当だと思います。

皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。  
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は330㎡。ほか2筆、合計面積997㎡。

譲受人は、●●市●●▲番▲の▲▲号●●、●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地▲▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、自己所有農地を欲していたころ、譲渡人から申し出があったのでこれに応じることとした。譲渡人は、相続したが、今後耕作の予定もないため、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から東北東へ約550mに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当11番、林委員、補足説明をお願いいたします。

11番

11番、林です。

2月5日、当日は私は所用があり欠席をしましたが、後日改めて確認に行っていました。

譲受人の●●さんは、●●市に在住ということで少し遠くに住まれておられますが、こちらの地区の地理に詳しくて畑を耕作したいということで意欲もあり、私は何の問題もないと思っております。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,046㎡、ほか1筆。合計面積は、1,195㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、隣接する田を所有しているため、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、農業後継者もいないことから、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から南西へ約800mに位置する農地です。

また、7ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状

況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、畑については自ら耕作し、田については引き続き法人により耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当8番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番 8番、山近です。

2月5日、大野会長さん、村田推進委員さん、事務局と私の5名で現地調査を行いました。

申請地は、●●の横で●●の向かいにある畑でございます。

事務局からの説明にありましており、所有権の移転ですが、営農計画書もしっかり書かれており、問題はないと思います。

皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。2ページをご覧ください。  
番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,638㎡、ほか1筆。合計面積は、5,996㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、高齢になり、病気もし、農作業が困難になった。後継者不在のため、頼りになる人に譲りたい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から東南東へ約3.6kmに位置する農地です。

また、9ページから10ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、引き続き法人により耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当2番、村岡委員、補足説明をお願いいたします。

2 番

2番、村岡です。

2月5日、大野会長、西村推進委員、事務局2名と私の計5名で現地調査を実施いたしました。

何も問題はないと思いますので、皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
この件も、先ほどの3番と同じような案件で、譲り受けた後は法人に耕作依頼をする形になっております。  
本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。  
番号5。  
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は962㎡、ほか2筆。  
合計面積は、6,159㎡。  
譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。  
譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。  
権利の種類は、所有権の移転です。  
理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、後継者不在のため、譲渡したい。  
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び11ページをご覧ください。●●から東南東へ約2.7kmに位置する農地です。  
また、12ページから14ページには公図を添付しております。  
ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。  
第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。  
第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、1筆は自ら耕作、2筆は引き続き法人により耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当2番、村岡委員、補足説明をお願いいたします。

2 番

2番、村岡です。

2月5日、大野会長、西村推進委員、事務局のお二人と私で現地調査を実施いたしました。

何も問題はないと思いますので、皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。

番号6。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は363㎡、ほか2筆。

合計面積は、2,420㎡。

譲受人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、自宅購入と同時に譲渡人から申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、自宅売却と同時に農業後継者もいないことから譲渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページをご覧ください。●●から北西へ約 1.8km に位置する農地です。

また、16 ページから 17 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 16 番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

1 6 番

16 番、木村正雄です。

2 月 5 日、大野会長さん、先野推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

申請地は、●●地区にあります。

位置図の 15 ページで説明をさせていただきますと、東西にのびた広い道路が県道で、この県道沿いに申請地があります。その道路の真ん中あたりから北に向かって細い道がありますが、今回その交差点の入口にある家屋を、譲受人の●●さんが買われるそうです。

今朝、定例総会に向かう際に申請地の前を通りましたが、申請地の半分くらいは草が刈られていて、譲受人の●●さんは、これからしっかり農地の管理をされるだろうなという印象を受けました。以上です。

皆様の慎重審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。3ページをご覧ください。  
番号7。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,289㎡、ほか3筆。

合計面積は、7,191㎡。

譲受人は、●●市●●区●●▲▲番地▲、●●▲▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●区●●▲▲番地▲、●●▲の▲▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、母より、農地等の贈与について申し出があったため、これに応じることとした。譲渡人は、高齢となり、農地等の維持管理が困難になったため、長女に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び18ページをご覧ください。●●から南東へ約1.1kmから1.5kmに位置する農地です。

また、19ページから21ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、引き続き法人が耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議長

引き続き、当地区担当1番、岡藤委員、補足説明をお願いいたします。

1番

1番、岡藤です。

2月5日、大野会長さん、池本推進委員、事務局2名と私の計5名で現地調査を行いました。

この案件は、お母さんから娘さんに贈与するという案件でございまして、これについては何も問題はないと思います。

農地の管理につきましても、令和5年から農地中間管理機構を通した契約をされて、しっかりと管理をされています。

今後も継続されて耕作をされますので、特に問題はないと思われま

す。以上です。皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和8年2月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。  
番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目につきましては、登記簿、現況ともに田、面積は223㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、駐車場です。

理由としまして、譲受人は、自己所有車2台に加えて、頻繁に帰省する子供3人のための駐車スペースが必要なため、申請地を譲り受けることとした。譲渡人は、現在耕作していないため、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び22ページをご覧ください。●●から東南東へ約1.2kmに位置する農地です。

また、23ページには公図、24ページから25ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4ページ、左側「農地区分」中段をご覧ください。(1)、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。原則として転用は許可されませんが、ここで、右側、「許可方針」下段をご覧ください。本件は、(3)エ、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後速やかに着手・完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、地域計画

の区域にも指定されておらず、地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れはなく、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当13番、名和田委員、補足説明をお願いいたします。

13番

13番、担当の名和田です。

2月5日、大野会長、松田推進委員、事務局と私で現地を確認いたしました。

申請地は、譲受人の●●さんの自宅に隣接している農地で、何の問題もないと思われま。

皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。5ページをご覧ください。

議案第3号、農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和8年2月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

この議案第3号につきましては、市が農業振興地域の農用区域内農地に関して、計画変更申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

番号1。

重要変更、農用区域からの除外となります。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は畑、台帳面積は151㎡。うち、除外面積は151㎡です。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。

除外の理由は、現況確認による非農地化です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」26ページ及び27ページをご覧ください。申請地は、●●から南南東へ約1.5kmに位置する農地です。

また、28ページには公図を添付しております。

今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件をすべて満たす必要があります。

ここで、「農地法審査基準」18ページをご覧ください。

1号については、現地は既に宅地となっており、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、地域計画における地図上の指定はないため、その達成に支障を及ぼすことはないとは認められる。

3号については、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

4号については、農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

5号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

6号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の取り扱いについては、現地は既に宅地の一部となっており、現況確認により非農地化が確実な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、ご質問、ご意見がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、同意することに決定をいたします。  
続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。  
番号2。  
重要変更、農用地区域からの除外となります。  
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は畑、台帳面積845㎡、ほか5筆。  
全体面積8,928㎡、うち、除外面積8,928㎡です。  
申請者は、●●市●●▲の▲の▲の▲▲、●●さん。  
除外の理由は、植林です。  
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」26ページ及び29ページをご覧ください。申請地は、●●から南東へ約0.5kmに位置する農地です。  
また、30ページには公図を添付しています。  
ここで、「農地法審査基準」18ページをご覧ください。  
1号については、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。  
2号については、地域計画における地図上の指定は解除予定であり、その達成に支障を及ぼすことはないと認められる。  
3号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率

化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

6号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の転用の可否ですが、申請地は、農用地区域からの除外後は第2種農地となり、農地法第4条第6項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請の目的を達成することができないと認められる場合に該当するため、転用許可可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、ご質問、ご意見がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、同意することに決定をいたします。  
続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 3。

重要変更、農用地区域からの除外となります。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、現況地目は田、台帳面積は 2,299 m<sup>2</sup>、ほか 2 筆。

全体面積は 7,005 m<sup>2</sup>、うち、除外面積は 7,005 m<sup>2</sup>です。

申請者は、●●▲▲番地、●●さん。

除外の理由は、現況確認による非農地化です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」26 ページ及び 31 ページをご覧ください。申請地は、●●から東北東へ約 1.9km に位置する農地です。

また、32 ページには公図を添付しています。

ここで、「農地法審査基準」18 ページをご覧ください。

1 号については、現地は既に原野となっており、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、地域計画における地図上の指定は解除予定であり、その達成に支障を及ぼすことはないとは認められる。

3 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

4 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

5 号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないとは認められる。

6 号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の取り扱いについては、現地は既に原野となっており、現況確認により非農地化が確実な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。併せて、

本件について、ご質問、ご意見がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

4 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

4 番

4 番、西村です。

2 月 5 日に、大野会長、森本推進委員、事務局の方と私で現地確認を行いました。

補足いたしますが、位置図を見ていただければ分かるかと思いますが、申請地に入る道が図面ではあるように見えますが、実際は道もなく耕作機械の進入路がありません。

周辺の農地も原野化していて侵食しているような状態で、もうこれを農地として再生利用することは困難だと思いますので、除外しても良いと思います。以上です。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

他にどなたか、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(意見、質問なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、同意することに決定をいたします。

続きまして、番号 4 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。6 ページから 7 ページをご覧ください。  
番号 4。

重要変更、編入、農振農用地区域への編入となります。

来年度、2 箇年目を迎えます第 6 期中山間直接支払制度に取り組むにあたり、申請地が農業振興地域の農用地区域外にあることから、今回新たに農用地区域へ編入を行うため、長門市農業委員会の意見を求められている

ものです。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積、編入面積ともに1,025㎡、ほか19筆となります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」26ページ及び33ページから38ページをご覧ください。

三隅上、西深川、深川湯本、日置中地区の農地です。

令和8年2月5日に会長、各地区担当農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認し、適正に維持管理されていたことから農用地区域へ編入することについては、なんら問題はないと思われます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、ご質問、ご意見がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

16番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

16番

16番、木村正雄です。

ちょっと確認をしたいのですが、私の担当地区は●●地区になりますけど、中山間直支の説明があった時に、まずその農地がどういう場所にあるのか、急傾斜地だとか段差のあるところを担当者が測量していたと思えますけど、この図面を見ると周りには住宅がありますが、そういう勾配とかの条件は、最近は関係ないのでしょうか。

事務局長  
補佐

はい、お答えいたします。

傾斜ということですが、傾斜が付いていることが中山間の条件ということではございません。

中山間の補助金の加算については、傾斜の度合いによって加算が増えていく仕組みなので、傾斜を測っていくということです。

平場だから中山間を受けられないというものではなく、いわゆる中山間地域という、広大な平たいところにある農地を除いた山と町との間にある農地について、中山間直接支払制度が適用され交付されるということです。その中で傾斜がきつい所については、より大きく配分をされるということで、傾斜を測るということでございます。

16番

はい、分かりました。

議長

他にどなたか、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

18番

はい。

議長

はい、どうぞ。

18番

18番、深水です。

この度からまた新たに始まる、中山間直支に入るとのことだと思っておりますけど、これらの農地は、今まではどうだったのかということが知りたいです。

なぜなら、今まで中山間直支に入れずして、今回は入れると。それは、理由もあるかと思っておりますけど、今までの管理はどうだったのか、入れるだけであって、今後は田んぼとして利用するのかなとか、あと、草刈りだけで終わるのかなとか、そういったところが目に見えないんですよ。

前にもありましたが、中山間直支の関係で基本的にはある程度耕作するという条件が後で付いて回ると思っておりますよ。

その点がちょっと、はっきり見えないです。

ただちょっと作業をして農用地に編入すると、その後の維持管理はどうなるのかなと。

この人たちが、自分たちで維持管理するのかなとか、その点をちょっと確認したいんですが。

議長

今回編入する地域を担当する方は、説明をしていただけますか。

14番

はい。

議長

はい、どうぞ。

14番

14番、日置地区の林でございます。

この議案の一番下にあります、日置中の●●さんの事例でございますが、これは当時、中山間直支事業に入る時点で、いろんな事情がありまして、中山間地域の対象農地から外れたわけでございますが、深水委員さんが今言われた内容については位置図をご覧いただければ分かると思いますが、完全な一等農地で、ほ場整備をされた農地でございます。

内容につきましても、私が見る限り何十年も耕作されていて、大変優秀な農家でございます。

この日置地区につきましては、何も問題はないと思いますので、ご説明に代えさせていただきます。以上でございます。

議 長 他地区の農地について、担当の委員さんで説明をしていただける方は  
お願いをいたします。

10番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

10番 10番、高林です。

西深川の担当をしております。

この地区は、今までもほとんどの田を耕作しておられて荒地はないもの  
と考えております。

今言われたような、前の事については私もちょっと分かりませんが、今  
回は担当の方が変わられて、少しでも中山間に入れようという意欲があっ  
たため、このようになったと思いますが、今までも耕作をしておられます。

今後も継続して耕作をされるんじゃないかと思います。

よろしくお願いをいたします。

議 長 西深川地区につきましては、ご覧の通り大変数が多いように思いますが、  
現況は耕作をされているということで、前の編入の時がどのようないきさ  
つかは分かりませんが、地区の役員さんの意向だとか、中山間につ  
いての協議が行われなかったとか、そういったことがあったのかもしれま  
せんが、今回はこういう形で出てきたわけでございます。

他にどなたか、説明される方はいらっしゃいませんか。

9番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

9番 9番、末永です。

中山間のことで、一つ補足なんですけれども、私の地域でも中山間をや  
っていますけれども、高齢化でもうやめるよとか亡くなったからやめるよ  
とか言われる方が出てこられているんですね。

それで中山間の規約の中に、1つの団地で1ha以上というのがあって、  
1haに満たないと、入る意欲があってもそこに入れないという人が今回何  
件か出てきたんです。

だから多分、入りたい人が 1ha 以上に持っていくために、今まで入っておられなかった方をお願いをして、今回入られたという事もあるんじゃないかなという推測をいたします。

議 長

大変参考になるご意見をいただきました。  
他にどなたか、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件農地 20 筆を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地に編入することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域に編入することに同意すると決定をいたします。  
続きまして、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の策定について、を議題といたします。  
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。8 ページをご覧ください。  
議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の策定について。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。  
令和 8 年 2 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。  
令和 8 年 2 月 27 日の公告となります。  
まず、一括方式による利用権設定です。  
賃貸借ですが、長門地区が、1 件 1 筆の 3,728 m<sup>2</sup>。日置地区が、3 件 7 筆の 10,554 m<sup>2</sup>。油谷地区が、2 件 3 筆の 13,632 m<sup>2</sup>。  
計が、6 件 11 筆の 27,914 m<sup>2</sup>となります。  
次に使用貸借ですが、三隅地区が、2 件 2 筆の 2,859 m<sup>2</sup>。油谷地区が、1 件 4 筆の 3,622 m<sup>2</sup>。  
計が、3 件 6 筆の 6,481 m<sup>2</sup>となります。  
全体で、三隅地区が、2 件 2 筆の 2,859 m<sup>2</sup>。長門地区が、1 件 1 筆の 3,728 m<sup>2</sup>。日置地区が、3 件 7 筆の 10,554 m<sup>2</sup>。油谷地区が、3 件 7 筆の 17,254 m<sup>2</sup>。  
総計が、9 件 17 筆の 34,395 m<sup>2</sup>となります。

詳細につきましては、9 ページから 10 ページをご覧ください。

次に、11 ページをご覧ください。二段階方式による利用権設定です。

賃貸借のみで、長門地区が、2 件 7 筆の 9,997 m<sup>2</sup>。日置地区が、3 件 10 筆の 18,753 m<sup>2</sup>。油谷地区が、1 件 2 筆の 2,590 m<sup>2</sup>。

計が、6 件 19 筆の 31,340 m<sup>2</sup>となります。

詳細につきましては、12 ページから 13 ページをご覧ください。

機構法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてのご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、同意することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 5 号、長門市地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。14 ページ及び本日配布しました追加資料と地図をご覧ください。

議案第 5 号、長門市地域農業経営基盤強化促進計画の変更について。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、長門市地域農業経営基盤強化促進計画を変更することについて、意見決定を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

昨年 3 月に策定された地域計画につきまして、一年後の見直しということで、年度末に公告するにあたり、その変更内容について農業委員会の意見を求められているものです。

地域計画は、地域農業の将来像、具体的には 10 年後のあるべき姿と、そ

れに対する取り組みをまとめたものです。

今年度につきましては、担い手への意向調査や地域での話し合いの場を持つ機会がございませんでしたので、この1年間の農地の借り手の変更や、新たに地域内の農業を担う者に位置付けられた方、地域計画への掲載が条件とされる補助事業等を反映した、軽微な変更内容となっております。

詳細につきましては、それぞれの地区の計画書及び地図をお読み取りください。

この地域計画は、毎年その中身について話し合い、ブラッシュアップして、より精度の高いものにすることとされております。

来年度以降も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、より良い内容となるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、非常に大まかではございますが、事務局からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

本件について、委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、ご質問、ご意見がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、長門市地域農業経営基盤強化促進計画を変更することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件、長門市地域農業経営基盤強化促進計画を変更することに同意することに決定をいたします。  
議事については、以上となります。  
引き続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。15ページをご覧ください。  
報告事項1、土地現況証明報告です。  
番号1。  
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、面積は512

m<sup>2</sup>、ほか8筆。

申請者は、●●市●●区●●▲▲番地▲、●●▲▲、●●さんです。

令和8年2月5日に、会長、岡藤委員、池本推進委員及び事務局とで現地を確認しました。

現地は山林となっており、農地としての再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。

報告事項1については、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。16ページをご覧ください。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。まず、通常の利用権に係る合意解約です。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,780 m<sup>2</sup>、ほか1筆。

令和8年1月23日に、合意解約をしております。

ほか1件の合意解約となります。

続きまして、17ページから18ページをご覧ください。

農地中間管理事業、二段階方式及び一括方式に係る合意解約です。

番号1。

貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地、株式会社●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,486 m<sup>2</sup>、ほか3筆。

令和8年1月5日に、合意解約をしております。

ほか7件の、合意解約となります。

続きまして、19ページから20ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更です。

番号1。

旧転借人は、●●▲▲番地▲、農事組合法人●●。

新転借人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は1,489㎡、ほか1筆。

契約期間は、令和8年6月26日から令和17年1月30日までとなっております。

ほか4件の、合意解約による耕作者変更でございます。

報告事項2については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項2についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長  
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

まず、次回の農業委員会定例総会ですが、令和8年3月16日、月曜日、9時30分から、長門市役所3階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、3月6日、金曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等の連絡をいたしますので、ご立会のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、農地利用最適化活動日誌の提出のお願いです。

今年度分は、3月18日、水曜日までに事務局に到着したもので一旦締め切らせていただきます。締め切った後の活動日誌につきましても、4月15日、水曜日までに農業委員会事務局に到達するよう、ご提出をよろしくご願ひいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。  
お疲れでございました。

終了時間 午前10時53分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和8年2月16日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 末 永 恵 子

議事録署名委員 高 林 司